

(仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業

実施方針

平成19年2月14日

佐野市

目次

第 1	特定事業の選定に関する事項.....	1
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項.....	10
第 4	施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	11
第 5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項...	12
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	13
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	14
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	15
別紙 1	建設地位置図.....	16
別紙 2	事業用地図.....	17
別紙 3	リスク分担表.....	18
別紙 4	実施方針に関する質問書.....	20
別紙 5	実施方針に関する意見・提案書.....	21

平成 19 年 2 月 14 日

佐野市長 岡部正英

佐野市（以下「市」という。）では、みかもクリーンセンターの余熱を再利用することにより、地域への還元・活性化を図り、市民の健康増進等に寄与する施設として、「（仮称）みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を DBO 方式で実施する。本実施方針は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に規定する手続に沿って、当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本事業の実施に関する方針を定め、ここに公表するものである。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

（仮称）みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

余熱利用施設（健康増進・レクリエーション施設）

(3) 公共施設等の管理者

佐野市長 岡部正英

(4) 事業目的

みかもクリーンセンターに隣接する敷地内に、当該センターから発生する余熱を利用した屋内温水プール、温浴施設などからなる複合施設を整備し、市民の健康維持増進の場及び憩い・ふれあい・交流などの場並びに健康づくりの情報を提供することにより、地域の活性化と市民の健康維持増進を推進することを目的とする。また、省資源、省エネルギー、環境負荷の低減など環境保全に貢献する施設づくりを通じて、市民の環境に関する意識の高揚が図られることを期待するものである。

(5) 事業内容

ア 事業方式

本事業は、市が施設建設等の資金を調達し、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が施設の設計、建設、維持管理、運営を一括して行う公設民営方式の DBO 方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）により実施する。

イ 契約の形態

市は、本事業について事業者の本施設の設計・建設及び維持管理・運営を一括して委託するために、本事業の業務全般に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を事業者と締結する。また、市は本施設の設計・建設に関して事業者の構成員である設計担当企

業及び建設担当企業と本事業に係る設計施工一括契約(建設工事請負契約)を締結する。
更に、市は本事業に係る維持管理・運営委託契約を事業者が設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)と締結する。(以上の3つの契約をまとめて以下「事業契約」という。)

ウ 施設概要

(ア) 施設の位置づけ

市は、本施設を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の規定による公の施設とし、本施設の維持管理・運営を行うSPCを同法第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定する予定である。

(イ) 施設の内容

本施設はプールゾーン(屋内温水プール、トレーニングルーム、談話室等)、温浴施設ゾーン(内風呂、サウナ、露天風呂、リラクゼーションルーム等)、多目的ゾーン(大広間、休憩室等)、管理ゾーン等からなる余熱利用施設と多目的広場、駐車場などの屋外施設から構成される。

(ウ) 施設の利用形態

- ・屋内プール施設、温浴施設は市民等が有料で利用できるものとする。
- ・多目的施設及び屋外施設は施設内容に応じて有料又は無料で市民等が利用できるものとする。

エ 事業範囲

事業者が遂行する主な業務は、以下のとおりである。詳細は入札公告時に公表する要求水準書に示す。

(ア) 本施設の設計・建設業務

- a 事前調査業務
- b 施設整備に係る設計業務
- c 施設整備に係る建設業務
- d 備品等の調達及び設置業務
- e 工事監理業務
- f 各種申請及び届出業務
- g 施設引渡し業務
- h その他本事業を実施する上で必要な業務

(イ) 本施設の維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 外構施設保守管理業務(多目的広場、駐車場を含む。)
- d 備品等保守管理業務
- e 清掃業務
- f 環境衛生管理業務

- g 植栽維持管理業務
 - h 警備業務
 - i その他本事業を実施する上で必要な業務
- (ウ) 本施設の運営業務
- a 施設管理業務
 - b プールゾーン運営業務
 - c 温浴施設ゾーン運営業務
 - d 多目的ゾーン運営業務
 - e 自主事業（独立採算事業）に関する業務
 - f その他本事業を実施する上で必要な業務

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下の対価を予定している。なお、対価の費用内訳、支払い方法、その他の対価等については、入札公告時に公表する入札説明書及び事業契約書案に明示する。

(ア) 本施設の整備に係る対価

市は、本施設の設計、建設などの整備に係る対価について、市と設計施工一括契約を締結した事業者を支払う。設計費相当分は、実施設計成果品提出後に支払う。建設費相当分は、建設工事中及び工事完了後に事業契約に基づき支払う。

(イ) 本施設の維持管理に係る対価

市は、SPC が実施する本施設の維持管理業務に対する対価を、事業契約に基づき事業期間にわたって毎年度 SPC に支払う。

(ウ) 本施設の運営に係る対価

市は、SPC が実施する本施設の運営業務に対する対価を、事業契約に基づき事業期間にわたって毎年度 SPC に支払う。

(エ) 独立採算事業に係る対価

事業者が本施設で実施する独立採算事業による料金等は、事業者の収入とする。

(6) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例及び規則）を遵守するものとする。

(7) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、以下の日程を予定している。

ア 事業契約の締結

平成 19 年 12 月下旬

イ 事業期間

設計・建設期間：平成 19 年 12 月から平成 21 年 3 月末まで

維持管理・運営期間：平成 21 年 4 月から平成 36 年 3 月末までの 15 年間

2 特定事業の選定等に関する事項

(1) 選定の方法

市は、本事業において以下の点が見込める場合は、特定事業として選定する。

- ア 本施設の設計・建設に要する費用及び維持管理・運営に要する費用を含めた、事業期間全体における総事業費について定量的評価を行い、市の財政負担の削減が見込めること。
- イ 事業期間全体における公共のリスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、リスクの低減及びサービス水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

本事業を特定事業として選定するに当たっては、次の手順により客観的評価を行う。

- ア 事業期間における市の財政負担額の算出による定量的評価
- イ DBO方式による事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転されるリスクの評価
- エ 上記アからウまでの総合評価

(3) 選定の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

本事業は、本施設の設計・建設から維持管理・運営まで、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によって行う予定である。

2 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは、以下の日程を予定している。

内容	日程（予定）
実施方針の公表	平成19年2月14日
実施方針に関する質問・意見の受付	平成19年2月21日～平成19年2月26日
実施方針に関する質問・意見への回答公表	平成19年3月9日
特定事業の選定・公表	平成19年4月上旬
入札公告（入札関係書類 ¹ の公表）	平成19年4月下旬
入札関係書類に関する第1回質問受付	平成19年5月上旬
入札関係書類に関する第1回質問回答の公表	平成19年5月中旬
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	平成19年5月下旬
参加資格確認通知	平成19年6月上旬
入札関係書類に関する第2回質問受付	平成19年6月中旬
入札関係書類に関する第2回質問回答の公表	平成19年6月下旬
入札及び提案書の受付	平成19年8月上旬
落札者の決定及び公表	平成19年10月上旬
落札者との基本協定締結	平成19年10月上旬
事業者との仮契約締結	平成19年11月上旬
事業者との本契約締結	平成19年12月下旬

[1]入札関係書類とは、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書（案）等の書類をいう。

3 実施方針に関する質問・意見受付及び回答公表

実施方針に関する質問及び回答は、以下の要領にて行う。

(1) 実施方針に関する質問及び意見受付

ア 受付期間

・平成19年2月21日（水）から平成19年2月26日（月）午後5時まで

イ 提出方法

- ・別紙 4 及び 5 の様式（第 1 号及び第 2 号）に記入の上、電子メール（添付ファイル）にて提出すること。
- ・ファイル形式はマイクロソフト社の Word97 以降のバージョンとする。
- ・電子メール送信後、電話にて下記の担当者に着信を確認すること。

ウ 提出先

- ・宛先：佐野市 市民生活部 新清掃センター建設室 青木、石川
- ・電子メールアドレス：center-kensetsu@city.sano.lg.jp
- ・電話：0283-61-1156

(2) 実施方針に関する質問及び意見への回答の公表

受付けた質問・意見への回答は、平成 19 年 3 月 9 日（金）から佐野市ホームページで閲覧できる。

なお、質問等に対して、訪問、電話等での個別、直接回答は行わない。

4 応募者の参加資格要件

入札に参加する企業（以下「応募者」という。）は、次の資格要件を全て満たすものとする。

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、複数の企業等（以下「構成員」とする。）によって構成されたグループ（以下「グループ」という。）とし、その中から代表企業を 1 社選定すること。

イ 構成員には、本施設の設計を担当する企業、建設を担当する企業及び運営を担当する企業を含むこと。

ウ 代表企業は、応募者と市との連絡及び各種書類の受け渡しなどを行う。

エ 構成員以外の者で、事業開始後、設計・施工業務を担当する構成員又は落札者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）から業務の一部を受託、又は請負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）については、参加表明書提出時に協力会社としての参加を明らかにすること。

オ 構成員及び協力会社は、本施設の設計、建設、工事監理、維持管理、運営に関する業務、その他本事業の実施に当たり必要な業務を行う。

カ 落札者は、仮契約締結までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社である SPC を佐野市内に設立すること。グループの構成員は、必ず SPC に出資することとし、構成員の有する議決権の合計が SPC の全議決権の 2 分の 1 を超えるものとする。

キ 構成員及び協力会社並びにこれらの企業と資本面及び人事面で関連のある者²は、この入札に応募する他のグループの構成員又は協力会社になることはできない。

2 「資本面で関連ある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する者、又はその出資の総額の 100 分の 20 を超える額を出資している者をいう。「人事面で関連のある者」とは、当該企業の役員（取締役以上）を兼ねている者をいう。

ク 構成員及び協力会社の変更並びに追加は認めない。ただし、やむを得ない事情であると市が判断した場合、市は代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札及び提案書の提出期限までに変更及び追加を認めることがある。新たに参加する企業は、参加資格要件を満たしているものとする。

(2) 参加資格要件の基準日

参加資格要件を確認する基準日は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。なお、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札までに参加資格要件を欠くことになった場合、原則として失格とする。

(3) 構成員及び協力会社の資格要件

構成員及び協力会社の資格要件は次のとおりとする。

ア 設計業務を行う者

本施設の設計業務を担当する者は、以下の要件を満たしていること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 市の平成19・20年度建設工事等(建設コンサルタント等)入札参加有資格者であること。

(ウ) 設計業務を担当する者のうち一者は、平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間に屋内温水プール(25m×5コース以上)及び温浴施設(利用人数70人以上×男女)の基本設計又は実施設計を行った実績を有していること。

イ 建設業務を行う者

本施設の建設を担当する者は、以下の要件を満たしていること。

(ア) 建設業務を担当する者のうち、一者は建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 建設業務を担当する者のうち、一者は同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近の建築一式の総合数値が1200点以上であること。

(ウ) 市の平成19・20年度建設工事等(建設工事)入札参加有資格者であること。

(エ) 建設業務を担当する者のうち、一者は平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間に屋内温水プール(25m×5レーン以上)及び温浴施設(利用人数70人以上×男女)を完成させた施工実績を有していること。

なお、当該施工実績は、共同企業体案件も認めるが、共同企業体の構成員としての受注金額が最大のものに限る。

ウ 工事監理業務を行う者

本施設の工事監理業務を担当する者の資格要件は、前項「ア設計業務を行う者」に示すとおりとする。

なお、本施設の建設を担当する者が、本施設の工事監理業務を兼ねることはできない。また、資本面及び人事面において関連がある者も同様である。

エ 維持管理・運営業務を行う者

本施設の維持管理・運営業務を担当する者は、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 市の平成 19・20 年度物品・役務の提供等入札参加有資格者であること。
- (イ) 維持管理・運営業務を担当する者のうち一者は、平成 9 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に、屋内温水プール、温浴施設等における維持管理・運営業務を行った実績を有すること。

(4) 構成員及び協力会社の制限

次に該当する者は、構成員及び協力会社になることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び同条第 2 項の規定に基づく市の入札参加制限を受けている者

イ 佐野市建設工事請負業者指名停止要綱（平成 17 年佐野市告示第 154 号）に基づく指名停止期間中の者

ウ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 以下の法律の規定による申立てがなされている経営不振の状態にある者

- (ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て
- (イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
（ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）

オ 市が本事業に係るアドバイザー業務及び関連業務を委託した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

- (ア) 本アドバイザー業務委託者：株式会社佐藤総合計画、石井法律事務所
- (イ) 余熱利用施設建設に係る民活手法等検討業務委託者：パシフィックコンサルタンツ株式会社
- (ウ) 余熱利用施設基本設計業務委託者：日本技術開発株式会社

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

応募者からの事業提案の審査は、学識経験者等の外部委員と市職員から構成される審査委員会において行う。なお、審査委員会の委員等は、入札説明書において示す。

(2) 審査の方法及び選定

審査委員会は、提案内容の審査における評価項目の検討及び応募者から提出された提案書の審査を行う。提案書の審査は、あらかじめ定めた落札者決定基準に基づいて実施する。また、審査委員会の審査は、入札価格のほか本施設の施設計画、維持管理・運営計画、事業計画その他の条件等の各面から総合的に評価を行う。

市は、審査委員会の審査による評価得点に基づき、落札者を決定する。具体的な審査基準については、入札公告時に公表する落札者決定基準に示す。

なお、審査結果は落札者決定後に公表する。

6 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は、本事業に係る入札の結果、選定されたグループ（以下「落札者」という。）との間で、事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者の構成員は、市との仮契約の締結までに、本施設の維持管理・運營業務を遂行する事業者である特別目的会社（SPC）として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を設立する。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定の規定に基づき、落札者の構成員全員と本事業の業務全般に係る基本仮契約を締結する。また、同時に市は設計業務を行う構成員及び建設業務を行う構成員と設計施工一括仮契約を締結するとともに SPC と維持管理・運営委託仮契約を締結する（以上の 3 つの仮契約をまとめて以下「事業仮契約」という。）。

事業仮契約は、市議会の議決を経た後に、本契約となる。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属することとするが、公表等の必要がある場合に、市は無償でこれを使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

応募者の提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営に関する事業方法等を使用したことに起因する責任は、原則として応募者が負うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担は、原則として別紙3 リスク分担表によることとし、その具体的な内容については事業契約書に定めるものとする。

3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の設計・建設、維持管理・運営について、事業契約に定める業務のサービス内容の確認及び事業者の財務内容を把握するため、事業者に対して定期的に報告等を求めることができるものとする。

また、市は、事業者が事業契約で定めるサービス内容が十分に達成されていない場合は、事業者に対して改善措置等を求めることができるものとする。

報告及び改善措置等の方法・内容等は、入札説明書、事業契約書(案)で明示する。

第4 施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

(1) 建設予定地

栃木県佐野市町谷町 1126-6

(2) 敷地面積、用途地域等

敷地面積	29,358 m ² (法面を除く面積：23,335 m ²)
用途地域	準工業地域
形態規制	建ぺい率 60%、容積率 200%
防火地域	指定なし
その他	地区計画(佐野新都市町谷地区)
前面道路	北側：幅員 14m 東側：幅員 9m
敷地の所有形態	市の行政財産

2 施設の規模等に関する事項

(1) 施設の概要

施設・ゾーン名		主要諸室
余熱利用施設	プールゾーン	屋内温水プール(25m×5コース程度)、子供プール等
		トレーニングルーム、談話室等
	温浴施設ゾーン	内風呂、サウナ、露天風呂等
		リラクゼーションルーム等
	多目的ゾーン	大広間、休憩室等、厨房
	管理ゾーン	事務室、医務室、会議室、スタッフ更衣室等
共用ゾーン	エントランスホール、ロビー、売店コーナー等	
屋外施設	屋外多目的広場	全面芝生張、四阿等
	駐車場	一般駐車場(140台程度) バス駐車場(常設8台程度、臨時10台程度) 従業員駐車場(15台程度) 駐輪場(20台程度、原付バイクを含む)

(2) 余熱供給条件

ア 余熱供給条件

事業期間中、市は本施設に対して隣接する「みかもクリーンセンター」の焼却施設より以下の条件にて熱源を無償で供給する。

項目	条件	備考
高温水	約 130 - 80 (行き - 戻り)	敷地境界取合い点にて
供給熱量	常時 4GJ/h	
最高使用圧力	0.8MPa	

イ 余熱利用対象設備

本施設に供給する余熱利用の対象設備は、以下のとおりである。

- ・温水プール加温
- ・温浴施設加温
- ・温水プール室内暖房
- ・温水プールサイド床暖房
- ・給湯（厨房は除く）

(3) 施設規模

余熱利用施設は、延床面積約 3,000 m²程度を想定している。

第 5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的な措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者が実施する業務内容が事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方法の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は事業契約を解除することができる。この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は事業契約を解除できるものとする。この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

3 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等を想定していない。ただし、法令等の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約の規定に従い、市と事業者で協議を行うものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 建設段階における建設費の全額支払い

市は、建設費を交付金及び市債等により調達し、建設完了後速やかに事業者へ支払う予定である。

(2) その他の支援

市は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

2 市議会の議決

(1) 事業契約の締結等

市は、事業者との仮契約後、事業契約の締結に関する議案を平成19年12月定例会市議会に上程し議決を経た上で事業契約を締結する予定である。

(2) 指定管理者の指定

市は事業契約締結後、事業者の提案内容を踏まえ運営開始前までに市議会において、関連条例の制定等を行い、指定管理者の指定を行う予定である。

3 入札に伴う費用負担

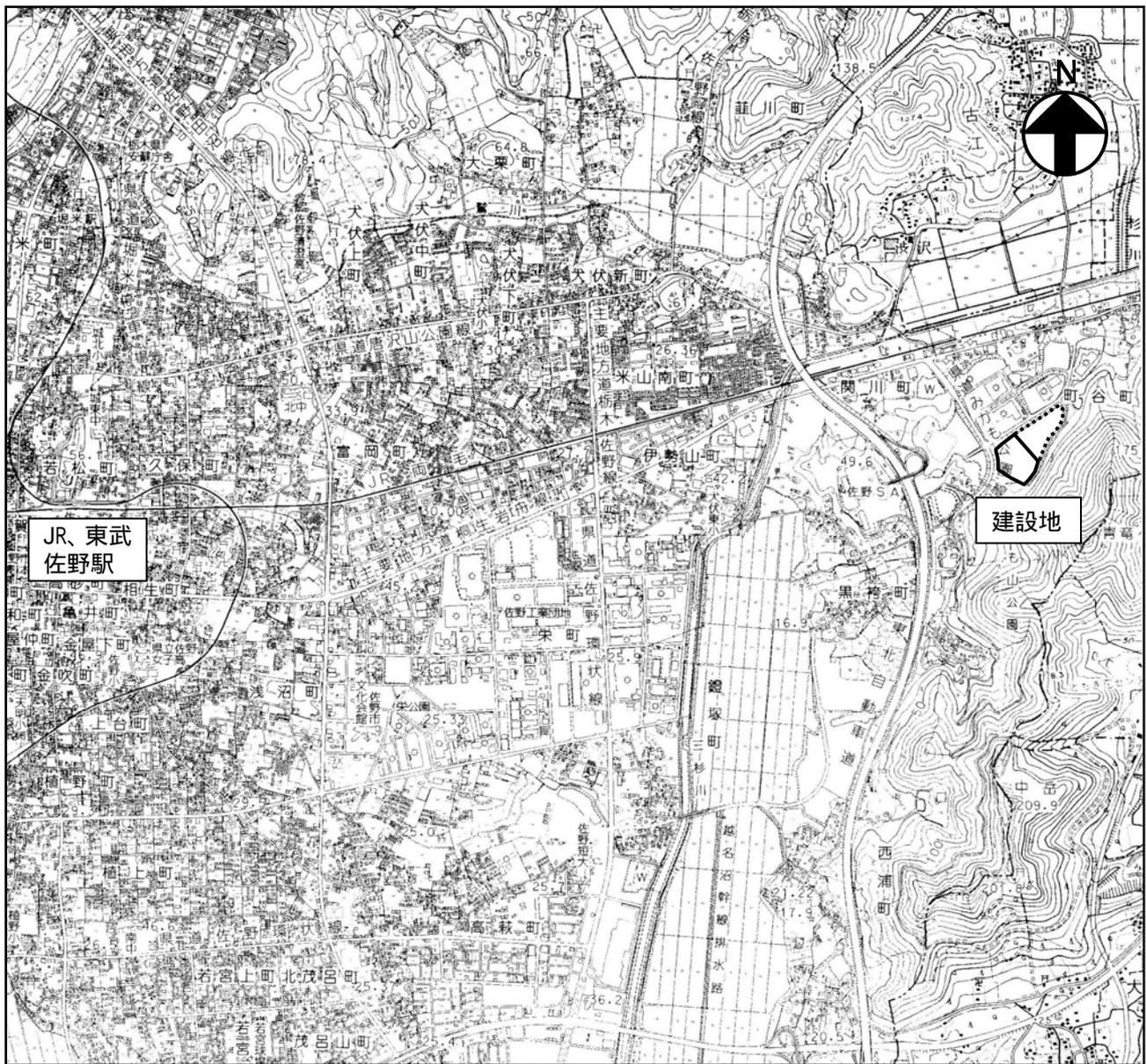
本事業の入札に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4 問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

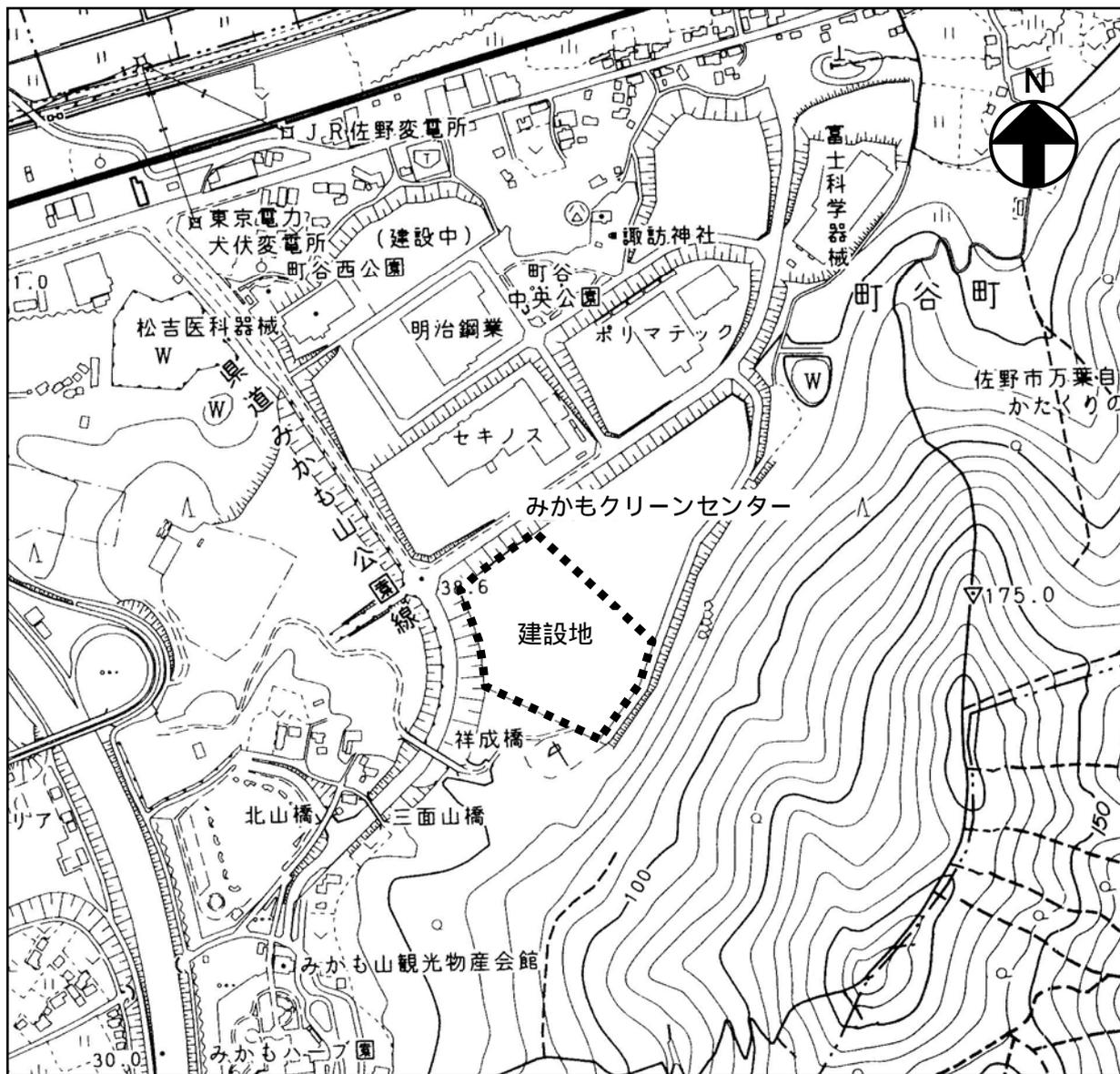
- ・ 佐野市市民生活部新清掃センター建設室
- ・ 〒327-0398 栃木県佐野市田沼町 974 番地 1
- ・ 電話：0283-61-1156
- ・ メールアドレス：center-kensetsu@city.sano.lg.jp

別紙1 建設地位置図



(縮尺：1/10,000)

別紙2 事業用地図



(縮尺：約 1/1,600)

別紙3 リスク分担表

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	入札公告等リスク	1	入札公告等の誤り及び内容の変更に関するリスク		
	応募リスク	2	応募費用の負担		
	契約リスク	3	市の責に帰すべき事由により事業契約ができないリスク		
		4	事業者の責に帰すべき事由により契約が結べないリスク		
		5	上記以外の事由により事業契約が結べないリスク		
	法令変更リスク	6	本事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更に伴うリスク		
		7	上記以外の法令等の新設・変更に伴うリスク		
	税制度リスク	8	消費税の範囲変更及び税率変更に関するリスク		
		9	法人の利益に係る法人税の新設・変更に関するリスク		
		10	その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの		
	許認可リスク	11	市が取得すべき許認可の遅延に関するリスク		
		12	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するリスク		
	住民対応リスク	13	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟		
		14	調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		
	環境問題リスク	15	事業者が行う業務に起因するもの		
		16	上記以外に起因するもの		
	第三者賠償リスク	17	事業者が行う業務に起因し第三者に損害を及ぼした場合		
		18	その他の事由により第三者に損害を及ぼした場合		
	債務不履行リスク	19	市の責に帰すべき事由による債務不履行		
		20	事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		
	不可抗力リスク	21	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるものによるリスク		1
設計建設段階	物価変動リスク	22	開設までの工事費等に係る物価変動リスク		
	要求水準変更リスク	23	要求水準の変更によるリスク		
	測量・地質調査リスク	24	市が実施した測量・地質調査に誤りがあったことに起因するリスク		
		25	事業者が実施した地質調査に誤りがあったことに起因するリスク		
	設計変更リスク	26	市の責に帰すべき事由による設計変更によるリスク		
		27	事業者に帰すべき事由による設計変更によるリスク		
	設計要求水準の未達	28	要求水準で定める水準が確保できていない場合に生じる費用・工期等が増大するリスク		
	用地リスク	29	予見できなかった用地に関する事由により費用・工期等が増大するリスク		
	工事遅延リスク	30	市の責に帰すべき事由により工事が事業契約に規定された完成期限より遅延する場合のリスク		

		31	事業者の責に帰すべき事由により工事が事業契約に規定された完成期限より遅延する場合のリスク		
建設コスト増大リスク		32	市の責に帰すべき事由による工事費用増大に伴うリスク		
		33	事業者の責に帰すべき事由による工事費用増大に伴うリスク		
建設要求水準未達リスク		34	要求水準で定める水準が確保できていない場合に生じる費用・工期等が増大するリスク		
施設損傷リスク		35	施設引渡し前に生じた工事目的物や材料などの損傷、破損等のリスク		
維持管理・運営段階	委託費支払遅延・不能リスク	36	市の責に帰すべき事由による支払遅延・不能に関するリスク		
	物価変動リスク	37	運営期間中の維持管理・運営に係る物価変動リスク		2
	瑕疵担保リスク	38	瑕疵担保期間中に発見された施設の隠れた瑕疵の担保責任		
	業務範囲変更リスク	39	市の責に帰すべき事由による事業内容の変更に伴うリスク		
		40	事業者の責に帰すべき事由による事業内容の変更に伴うリスク		
	施設損傷リスク	41	市の責に帰すべき事由による施設の損傷		
		42	上記以外の事由による施設の損傷		
	施設劣化リスク	43	事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理、運営業務を怠ったこと等による）による施設の劣化に関するリスク		
		44	上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク		
	要求水準未達リスク	45	要求仕様を満たさないことによるリスク		
	仕様変更リスク	46	市の責に帰すべき事由による業務の仕様変更に伴うリスク		
		47	事業者の責に帰すべき事由による業務の仕様変更に伴うリスク		
	需要変動リスク	48	利用者数の増減による収入の増減等	3	4

- 1 公共工事請負契約と同程度のリスク負担とする。
- 2 物価上昇率がある一定値を超える場合は市が負担するが、それ以外は事業者が負担する。
- 3 要求施設の利用者の増減による収入の増減リスクは、基本的に市が負う。また、利用者の増加等に対応し、事業者インセンティブを支払う等の仕組みを想定している。
- 4 事業者の自由提案事業の利用者の増減による収入の増減等のリスクは、事業者が負担する。

別紙4 実施方針に関する質問書（第1号様式）

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

「(仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業」の実施方針について、以下のとおり質問がありますので提出します。

質問者	会 社 名： 所 在 地： 所属部署・役職・氏名： 電話番号（連絡窓口）： E-mail（連絡窓口）：	総質問数 ()
-----	-----------------------------------------------------------------	-------------

< 質 問 >

質問 番号	対象 書類	質問 項目	質問箇所						質問内容	
			頁	第	項	号	別	-		
1		<記入例> 事業範囲について	2	1	1	(5)	工	(7)	e	工事監理業務は・・・・・・・・
2										
3										

- 1 Microsoft Word Ver.97以降の電子メール(添付ファイル)にて提出してください。
- 2 電子メールのアドレスは [**center-kensetsu@city.sano.lg.jp**] です。
- 3 対象書類の欄には、**実施方針本文は**、**別紙は**と、それぞれ記入してください。

実施方針に関する意見・提案書

「(仮称)みかもクリーンセンター余熱利用施設整備運営事業」の実施方針について、以下のとおり意見及び提案がありますので提出します。

意見・提案者	会社名： 所在地： 所属部署 / 役職 / 氏名： 電話番号： E-mail：								
意見項目	項 目	頁	第	項	号	別	-	-	
	<記入例> 資格要件	7	2	4	(3)	ア	(ウ)		
公 表	意見を公表したくない場合は、右欄に を記入してください。								
内 容	「同種業務の建物の設計実績」について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。								

- 1 Microsoft Word Ver.97以降の電子メール(添付ファイル)にて提出してください。
- 2 電子メールのアドレスは[center-kensetsu@city.sano.lg.jp]です。
- 3 意見内容は、具体的かつ簡潔に記入してください。